

○東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

昭和58年7月12日

東大阪都市清掃施設組合規則第1号

改正 平成元年2月13日規則第1号

平成3年1月1日規則第1号

平成8年3月15日規則第1号

平成20年9月30日規則第4号

平成29年5月19日規則第2号

令和元年7月8日規則第3号

令和5年3月24日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第8号以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 別表に掲げる者以外の条例第2条第3号の規定による臨時又は、非常勤の職員については、勤務1日について8,500円を超えない範囲内とする。ただし、報酬の額を月額で定める必要がある場合は、月額200,000円を超えない範囲内において管理者が定める額とする。

第3条 この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成元年2月13日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年1月1日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は平成2年11月1日から適用する。

2 改正前の東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて平成2年11月1日からこの規則の前日までの間に非常勤の職員に支払われた報酬は、新規則の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成8年3月15日規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月8日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	報酬の額	
コンプライアンス推進担当監	日額	12,500円
個人情報保護審査会	日額	15,000円
環境保全委員会	日額	8,000円